

## 淀川部会第4回検討会・論点別WG(2002.6.16開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

このとりまとめは淀川部会検討会、及び論点別ワーキングの議論内容をお伝えするため、庶務の責任で作成したものです。発言内容について委員の確認をとったものではありませんので、今後訂正の可能性があります。

開催日時：2002年6月16日(日) 14:00～16:00 論点別WG

16:10～18:30 部会検討会

場 所：池坊短期大学 洗心館・美心館

### 審議内容

#### 【高水敷利用WG】

##### 出席者

紀平委員(リーダー)、有馬委員、塚本委員

##### 議論の内容

- そもそも「高水敷」というものに疑問がある。これが人工的につくられた意味がわからぬいし、なぜ公園やグラウンドにしたのかもわからない。
- ただ、現実には高水敷が存在しており、堤内地にはグラウンドが少ない。どう折り合っていけばよいか。

##### 学校のグラウンドを有効利用する

高水敷を取り払い、中水敷にしてしまう。

- 高水敷に年に数回冠水し、かく乱が起きれば高水敷も認めうるが、そのための水位操作を行えばダム・堰の利水容量が減ってしまう。やはり高水敷を取り払ってしまうほかないのではないか。
- 高水敷を利用している人々には「川」という意識がなく、「公園・広場」といった意識しかない。
- 飲み水である川の水を汚す方向になっている。グラウンド利用やゴルフ場は趣味であり、娯楽である。人の命とは次元が違う。
- 外来植物をすべて排除しなければならないということではない。外来植物が「水辺」をつくり、生態系をつくっていくこともあるだろう。
- 河道内の耕作地については、肥料や農薬が大きな問題となっている点からも、国が買い上げて国有地にするべきではないか。
- 河川の工事の実施方法やアセスについて前もって住民と話し合いを行うことが大切である。また、工事に着手した後も、進行中の工事の経過報告等を公開していくべきである。

## 【水需要管理WG】

### 出席者

荻野委員（リーダー）、寺田部会長、原田委員、槇村委員、渡辺委員

### 議論の内容

1) 渡辺委員より、中間とりまとめのP7にある、河川に関する諸権利の書き方について

問題提起がなされたため、議論が行われた。

- ・ 水利権・・・許可水利権と慣行水利権に分けられる。
- ・ 占用権・・・河川敷等の河川の敷地を使用する権利
- ・ 漁業権・・・入会権、生存権的な性格を持つ。

中間とりまとめには、これら3つの権利が並列的に書かれているが、それぞれ異質なものであり位置づけが異なるため、別項目を作るなど部会全体で検討するのがよいとのことになった。

2) 荻野委員より、「水需要管理」についての問題をどう整理するか説明が行われた。

（詳細は第15回淀川部会資料5-2追加を参照）

#### 1. 農業用水について

- ・ 国内の水利用の3分の2は、農業用水である。
- ・ 500haの水田に使われる灌漑用水は、約30万人分の飲料水にも相当する。
- ・ 國土交通省は、農水の利水の実態を把握できていない。

#### 2. 水利権について

- ・ 水利権は本来、公法上の債権であるが、実際は排他的な物権的権利として取り扱われている。河川管理者と水利権者でこの認識が違っていることから、問題が複雑化している。
- ・ 慣行水利権（明治29年以前の農水）の割合は、許可水利権（それ以降の農水、工水、上水）に比べて、圧倒的に多い。
- ・ 慣行水利権者には取水量の届出義務が課せられているがきちんと守られていない。

#### 3. 水利権転用について

- ・ 現在は、水利権の転用は十分に行われていない。高度成長期の都市化の進展に伴う都市用水の需要増に対し、日本では、従来の慣行水利権を都市用水に転用することを選ばず、新規にダムなど水資源を開発してそれを都市用水に充当する政策がすすめられた。
- ・ 特に近畿地区は他地域に比べて、水利権転用が遅れている。
- ・ 今後は、農業用水の転用の可能性とそれに必要な条件設定を追及する努力が必要。

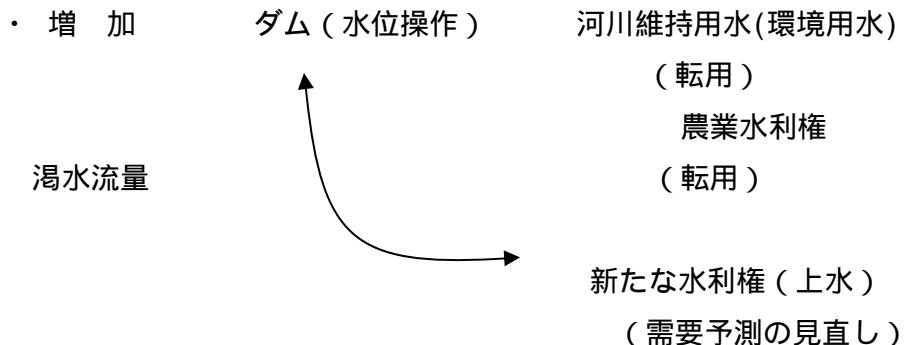
#### 4. 水需要管理の視点と諸問題

- ・ 基本的考え方としては、「水の供給管理から、需要管理への転換」である。
- ・ 将來の水需要を予測するためには、現在の水需要の実態を正確に把握することが必要である。
- ・ そのためには、渇水時の琵琶湖水位の操作管理の明確化、農水・工水・上水の需要構造の分析、人口動態の予測、他水系の水源調査など計画諸元の見直しが必要である。

る。

- ・ 以上の事情を踏まえ、フルプラン（水資源開発基本計画）との兼ね合いも考えながら、流域委員会としてどこまでこの問題に踏み込んでいけるかが、ポイントである。

< 水需要に関する諸問題 >



## 【洪水防御・防災WG】

### 出席者

榎屋部会長代理（リーダー）、今本委員、大手委員、小竹委員、山本委員

### 議論の内容

- ・ 「水害は防止できない」ということを共通認識として、大水害の被害を軽減し、中小洪水の被害は発生しないようにしなければならない。
- ・ 最近、大河川の氾濫は減少しており、中小河川の氾濫が多くなっている。
- ・ 洪水被害の発生しそうな危険箇所周辺は、ある程度告知されている。古くからの住民は認識していると思うが、新興住宅地など新しい住民は認識していないのではないか。
- ・ 名古屋で発生した集中豪雨のような降雨が阪神間で発生すれば、1000人以上の死者が出るであろう。淀川流域との関係をどうするのか考える必要がある。
- ・ 支川は本川と比べ危険性が高いので、支川についても考えていく必要がある。
- ・ 危険度に応じて堤防の高さなどを変えるべきだが、「全て平等に」という考え方があり、それが出来ていない。
- ・ 資料1 - 4「前回ワーキンググループの検討結果」において、「狭窄部を開削してもよいか検討する必要がある」といった記述があるが、「狭窄部は開削せず、治水問題の解決を図る」と修正する。
- ・ 狹窄部の問題は、部会全体や委員会で議論すべきである。
- ・ 水害による被害を軽減させるために、住民も自主的に行動できるよう、呼びかけていく必要がある。
- ・ 小さな町などでは、防災無線が非常時には役立つかもしれないが、停電時など、それすら利用できない場合にどうするかを考える必要がある。鐘やサイレンを鳴らすという手段もあるが、サイレンの意味を理解してもらえない可能性もある。災害時の情報伝達が重要である。
- ・ 中間とりまとめに「ダムは最後の手段」と記しているが、今後、ダムが必要になることはほとんどないと思う。これからは遊水地が必要となると思われる。
- ・ 巨椋池干拓地に住宅等が建設されてきているが、遊水地にできれば、かなり効果があるはずである。
- ・ 学校や老人福祉施設など、避難場所となるようなものは、その地域で最も安全な場所に建設するべきである。

## 【環境・水質WG】

### 出席者

川上委員（リーダー）、谷田委員、和田委員、倉田委員\*

（\*：部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員）

### 議論の内容

- ・環境については省庁間にまたがる問題が多く、あまり議論されていないが、そのことこそが問題である。議論の俎上に上げることで縦割行政の弊害を正していくきっかけとしたい。。

### <堤外地での耕作>

- ・堤外地の茶畠はほとんどが私有地の耕作であり、不法耕作とは区別して考えるべきであるが、多量の農薬や肥料の散布といった実情を考えると水質の面からも当面の措置としては堤外の耕作地から排出される農薬等の規制を早急に行うべきである。将来的には国が買い上げるなど堤外からの解消を目指す。
- ・農林水産省の農業政策が結果的に河川や湖を汚濁する結果を招いている面もある。今後は農業と環境を一体として考えながら農政は実施されるべきである。

### <本来の川らしさ>

- ・中間とりまとめ「2.流域整備の変革の理念」では具体的に、本来の川らしさについて「水量、水質、川の形状、生物の棲息、水の連続性」と5つの項目があげられている。個別に検討し、具体化することが必要である。
- ・治水・防災に重点を置いた河川整備の結果、河川が水路化し、川が本来持っていた豊かな自然が減少した。従来の河川整備を評価すべきところは評価しつつ、川がもつ多面的な自然の恩恵を復元する必要がある。
- ・川は海にも責任をもつべきである。

### <水質・河川維持流量>

- ・環境のための河川維持流量の設定については、渇水、洪水といった自然の季節に合わせた変動パターンに学ぶべきである。水害を起こさない範囲で大洪水、渇水、中小洪水は生態系を維持するのに大切なものであるとの観点が必要である。
- ・子供が安心して顔を水につけて泳げる川が水質のひとつの基準となり得る。

### <漁業権、砂利採取権などの見直し>

- ・本来公共物である河川から、市民が漁業権者によって河川の利用を制限されることに矛盾を感じる。権利には義務が伴うものであり、漁業権者にも市民が安心して利用できる河川環境を保障するなどの義務を負わすことも考えるべきである。
- ・河川法が改正され、環境が入るなど河川整備の考え方方が転換されたが、一方では内水面漁業法などは従来どおりである。環境問題、食料事情など社会的情勢も変化しており漁業権者による地場的、排他的な権利の占有など、改善策を働きかけていくべきではないか。
- ・砂利採取についても、採取する場合は環境を修復するように配慮しながら行うことを義務づけるなどの提案をするべきである。
- ・中間とりまとめ3-4(2)生態系の保全に「漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮しつつ」とあるが、採捕の権利、外来種の問題などもっと具体的に言及するべきである。